

今月の内容

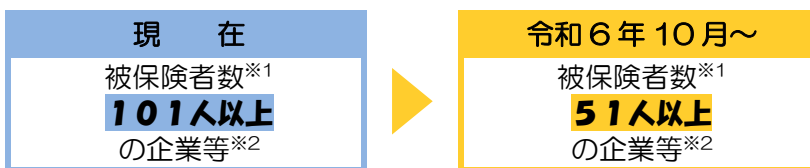
- ◆令和6年10月より  
パート等の社会保険加入要件が変わります
- ◆令和6年11月より  
フリーランス新法が施行されます

## 令和6年10月より パート等の社会保険加入要件が変わります

(被保険者51人以上の企業)

令和6年10月1日より、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者(以下の(2)に該当する方)は、健康保険・厚生年金保険の加入対象になります。

### (1) 対象となる事業所(特定適用事業所)



※1「被保険者数」… 特定適用事業所になる前の、厚生年金の被保険者数

※2「企業等」… 法人事業所の場合は、法人格(法人番号が同一である全ての事業所)単位  
個人事業所の場合は、適用事業所単位

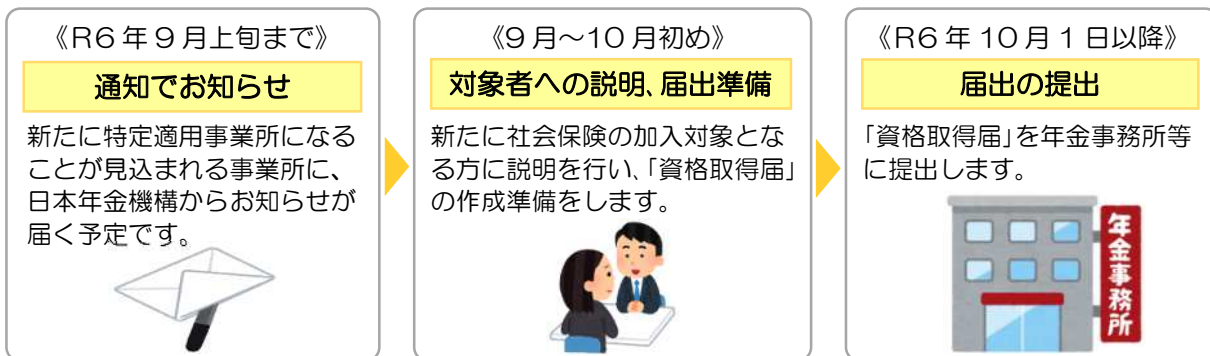
### (2) 新たな加入対象者

特定適用事業所に勤務する短時間労働者で以下の全てに該当する方は、10月から社会保険の加入対象になります。

#### <加入対象の要件>

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 2か月を超える雇用の見込みがある
- 月額賃金が8.8万円以上
- 昼間学生ではない

### (3) 手続きの流れ



### ★ 注意 ★

50人以下規模の企業等については、これまでどおり

「1週の所定労働時間」及び「1か月の所定労働日数」が正社員の4分の3以上

であるパートタイム労働者が社会保険の加入対象となります。

# 令和6年11月よりフリーランス新法が施行されます

令和6年11月1日に「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が施行されます。  
フリーランスの方と業務委託契約をしている場合は、以下の内容をご参考にしてください。

## 《同法における用語の定義》

「フリーランス」… 業務委託を受託する事業者で、従業員を使用していないもの  
「発注事業者」…… フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

## ◆法律の目的

1. フリーランスと発注事業者との間の取引の適正化
2. フリーランスの就業環境の整備



## ◆法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

## ◆法律の内容

| 義務項目               | 具体的な内容   |
|--------------------|--|
| ①書面等による取引条件の明示     | 業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・業務の内容 ・報酬の額 ・支払期日 ・発注事業者・フリーランスの名称</li><li>・業務委託をした日 ・給付を受領/役務提供を受ける日</li><li>・給付を受領/役務提供を受ける場所 ・(検査を行う場合)検査完了日</li><li>・報酬の支払い方法に関する必要事項</li></ul> |
| ②報酬支払期日の設定・期日内の支払  | 発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払う。   |
| ③禁止行為              | フリーランスに対し1か月以上の業務委託をした場合、次の行為を禁止する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・受領拒否 ・報酬の減額 ・返品 ・買いたたき ・購入・利用強制</li><li>・不当な経済上の利益の提供要請 ・不当な給付内容の変更・やり直し</li></ul>  |
| ④募集情報の的確表示         | 広告などに、フリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、<br>▽虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならない。<br>▽内容を正確かつ最新のものに保たなければならない。   |
| ⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮 | 6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならない。   |
| ⑥ハラスメント対策に係る体制整備   | フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発</li><li>・相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</li><li>・ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 等</li></ul>                                       |
| ⑦中途解除等の事前予告・理由開示   | 6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、<br>▽原則として30日前までに予告しなければならない。<br>▽予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には、理由を開示しなければならない。   |

### \* あおぞらスタッフだより \*

7月は各地で「ほおずき市」が開催されます。古くから馴染みのあるほおずきは、漢字で「鬼灯」とも書き、赤い色は魔除けとして重宝されてきました。ほおずきには観賞用と食用とがあります。ほおずき市で販売されている品は観賞用で毒性がありますが、希少な食用のほおずきを見かけたら試してみたいはかがでしょうか♪

